

「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案」等に対する意見の募集について

## 1 要旨

マイナンバーカードと運転免許証の一体化に関する、道路交通法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 32 号）の施行に伴い、関係規定を整備するとともに、改正法の施行期日を令和 7 年 3 月 24 日とする。

## 2 期間

令和 6 年 9 月 13 日（金）から令和 6 年 10 月 12 日（土）まで（30 日間）

## 3 主な内容

### (1) 道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案

#### ア 特定免許情報の個人番号カードへの記録等に関する規定の整備

特定免許情報の個人番号カードへの記録等に関する事務について、手数料の標準を定めるとともに、国家公安委員会の権限に属する事務のうち、警察庁長官にその権限が委任されるものを定める。

#### イ 運転免許等に関する手数料の標準の見直し

運転免許等に関する手数料の標準について、オンライン講習の導入や昨今の物価変動等を踏まえ、所要の見直しを行う。

### (2) 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案

マイナ免許証に記録される特定免許情報のうち、内閣府令で定める事項として申請者の写真を定めるほか、特定免許情報の記録等に関する手続について、申請書の様式や添付書類等の細目を定めるとともに、オンライン講習の導入に伴う所要の規定の整備を行う。

### (3) 道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則案

道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う所要の規定の整備を行うほか、オンライン講習の方法の詳細を規定するなど、関係国家公安委員会規則の規定の整備を行う。

## 4 施行期日

令和 7 年 3 月 24 日（月）予定